

平成九年厚生省・通商産業省・運輸省令第四号

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令

工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第五十七條、第五十八條第一項(同法第六十五條第二項において準用する場合を含む。)、及び第六十五條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工業標準化法に基づく認定試験事業者等に関する省令を次のように定める。

(登録の区分)

第一条 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号。以下「法」という。)、第五十七條第一項の主務省令で定める試験方法の区分は、鉱工業品(法第二条第一項第一号の鉱工業品をいう。以下同じ。)、又は電磁的記録(法第二条第一項第六号の電磁的記録をいう。以下同じ。)、に係る日本産業規格に規定する試験方法とする。ただし、二以上の試験方法であつて、重要な部分において異なるもの(主務大臣が経済産業大臣である場合にあつては、告示で定めるものに限る。)、は、一区分として扱うものとする。

(登録の申請)

第二条 法第五十七條第一項の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、主務大臣(法第七十二條第三項及び第四項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合にあつては、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。))に提出しなければならない。次項、次条及び第六條から第九條までにおいて同じ。に提出しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 次の事項を記載した書類

イ 製品試験(法第三十條第三項の製品試験をいう。以下同じ。)、又は電磁的記録試験(法第三十二條第四項の電磁的記録試験をいう。以下同じ。)(以下「製品試験等」という。))の事業の概要及び業務の実績
ロ 製品試験等の事業以外の事業を行つてゐる場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
ハ 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
ニ 製品試験等の事業を行う施設の概要
ホ 製品試験等の事業を行う組織に関する事項
ヘ 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項
ト 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績
チ 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあつては、登録を受けようとする第一條の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類

2 登録試験事業者は、前項第二号(イを除く。))に掲げる事項に変更があつた場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(登録証の交付)

第三条 主務大臣は、法第五十七條第一項の登録をしたときは、当該登録をした試験所に係る試験事業者に、同条第三項各号に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

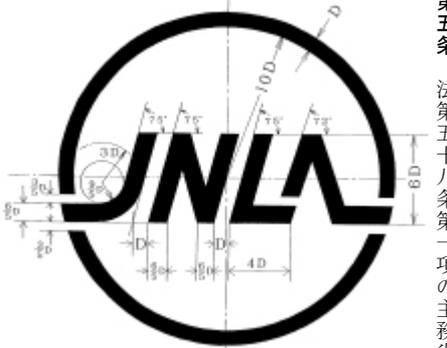
第四条 法第五十八條第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 証明書の発行番号、頁及び発行年月日
- 二 証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所
- 三 製品試験等を依頼した者の氏名又は名称及び住所
- 四 製品試験等を行った鉱工業品又は電磁的記録の名称、識別、特徴及び状態
- 五 製品試験等により得られた結果及びその結果に付随する情報
- 六 製品試験等の方法及びそれに付随する情報並びに当該方法が定められている日本産業規格の番号

七 製品試験を行った鉱工業品が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴つて形質に変化を起し、製品試験により得られた結果に影響を与える蓋然性が高い場合にあつては、当該鉱工業品の受領年月日及び実施年月日

2 前項の証明書は、証明書の発行業務を執行する役員又は職員が作成し、当該役員又は職員が役職名を記載した上で記名押印又は署名をしなければならない。(証明書に付する標準)

第五条 法第五十八條第一項の主務省令で定める標準は、次のとおりとする。



第二中の地位を承継した事実を証する書面並びに次条第一項及び第三項の書面等を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。の提出について電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（以下「機構用電子計算機」という。）と、この省令の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機（以下「提出用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行われなければならない。

2 前項の規定により行われたこの省令の規定による提出は、機構用電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に機構に到達したものとみなす。

3 この省令の規定により機構に提出しようとする者が、電子情報処理組織を使用してこの省令の規定による提出を行うときは、この省令の規定にかかわらず、機構用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な提出様式に記録すべき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。

（識別番号等の通知）

第十二条 電子情報処理組織を使用して前条の規定による提出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を機構に提出しなければならない。

2 機構は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を機構に提出しなければならない。

4 機構は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないときと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（準用）

第十三条 第二条から第九条まで並びに第十一条及び第十二条の規定は、登録外国試験事業者に準用する。この場合において、第二条第一項及び第三条中「法第五十七条第一項」とあるのは「法第六十六条第一項」と、第四条及び第五条中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第五十八条第一項」と、第六条中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第五十九条第一項」と、第七条中「法第六十条第二項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第六十条第二項」と、第八条中「法第六十一条」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第六十一条」と、第九条中「法第六十三条」とあるのは「法第六十六条第三項」と読み替えるものとする。

附則

この省令は、工業標準化法の一部を改正する法律（平成九年法律第六号）の施行の日（平成九年九月二十六日）から施行する。

附 則（平成二二年一月二九日厚生省・通商産業省・運輸省令第四号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二七日厚生労働省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年六月一五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第五号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第十四及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第三を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。

様式第2（第7条及び第13条関係）

様式第2（第7条及び第13条関係）

事業承継届出書

年 月 日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る登録（登録外国）試験事業者の地位を承継したので、産業標準化法第60条第2項（第66条第2項において準用する同法第60条第2項）の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
	住所	
承継された試験所	名称 所在地（郵便番号）	
被承継人の登録（登録外国）試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分		
承継後の試験所	ふりがな 名称 電話番号	
承継の期日		
承継の理由		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
2 法人にあつては、申請書の末尾に、法人番号

- (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合に限り、)を記載すること。
- 3 「承継後の試験所」の欄は、試験所の名称等を変更した場合に記入すること。
- 4 地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。

様式第3(第8条及び第13条関係)

様式第3(第8条及び第13条関係)

事業廃止届出書

年 月 日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止したので、産業標準化法第61条(第66条第2項において準用する同法第61条)の規定により、届け出ます。

記

事業を廃止した試験所	名称 所在地(郵便番号)	
登録(登録外国)試験事業者の試験所登録番号及び登録を受けている試験法の区分		
廃止の期日		
廃止の理由		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
- 2 事業を廃止した試験所に係る登録証を添付すること。

